

事務系職員の人材育成としての商標登録の取組

下館河川事務所 占用調整第一係長 田村 尚浩

1. はじめに

下館河川事務所では、職員の人材育成の取組として、事務系職員の学生時代の専攻等に基づく能力や有する資格を発揮できる業務の掘り起こしに努めており、職員のモチベーションのみならず、今後必要となってくる業務調整能力や業務管理能力等のスキル向上につながる業務を模索していた。

一方、業務においては平成27年9月の関東・東北豪雨を契機に誕生した避難の実効性を高めるための「マイ・タイムライン」や「逃げキッド」等の新たな用語を将来にわたって活用できるよう、商標権として保有する必要性が生じていた。

以上のような背景から、人材育成の取組の一つとして、事務系職員のチームによる商標登録を行うこととなり、筆者は、商標登録検討チームの全体統括の立場として取り組んだ内容について紹介する。

2. 商標制度について

商標制度について要約すると、以下のとおりとなる。

(1)商標権は文字、図形、記号等の標識（マーク）と、それが使用される商品・役務を指定して設定されるものであり、これらを組み合わせて登録を受けるものである。

(2)商標登録されると、権利者は、指定商品又は指定役務について登録商標を独占的に使用することができ、権利侵害者に対して侵害行為の差止め、損害賠償請求をすることができる。

(3)登録されている商標を調査しなかったり、商標登録をせずに商標を使用したりすると、第三者の権利を侵害する可能性がある。

(4)商標には、一定の商標を使用した商品・役務は一定の出所から提供されるという取引秩序を維持することにより、需要者の利益を保護するという機能がある。

(5)商標登録を受けるためには、特許庁に出願することが必要であり、商標を先に使用していたか否かにかかわらず、先に出願した者に登録を認める先願主義を採用している。

(6)成果を「商標」というものさしで客観的な評価をすることが可能となり、職員のモチベーション向上につなげることができる。

3. 「マイ・タイムライン」や「逃げキッド」について

冒頭の豪雨により鬼怒川の堤防が決壊し、多数の住民が孤立してしまう「逃げ遅れ」が発生したため、社会全体が「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大

洪水は必ず発生するもの」へと意識を変える必要が生じた。とりわけ、国・県・市町等から構成される「鬼怒川・小貝川上下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」のソフト対策では、住民自らが家族構成や生活環境を考慮しながら避難に必要な情報・判断・行動を把握して「マイ・タイムライン」を作成してもらうことにより、水害時の逃げ遅れゼロを目指す取組を行っている。「逃げキッド」は、子供向けのマイ・タイムライン検討ツールとして多くの小・中学校で活用されており、昨今では、老若男女を問わず利用の実績がある。

こうした取組は、自治体を中心に全国的に広まっていくことが予想され、「マイ・タイムライン」や「逃げキッド」が将来にわたって活用できるよう、商標制度上の第三者による抜け駆け登録を防止することが求められている。

4. 取組内容

事務系職員は、法学・商学等について学んだことはあるものの、商標登録については未経験であるため、実質的に一から商標登録作業を始めることとなった。商標については弁理士等の有資格者でなくても出願可能であるため、一連の取組を総務課・経理課・占用調整課の職員で構成されるチームで行うこととなった。

4. 1 自主学習

関東地方整備局企画部が作成した『職務発明の手引き』を活用し、商標制度について学習会を行った。また、特許庁や経済産業局等が主催する、知的財産権制度の基礎的な内容について学ぶことのできる説明会に代表者を派遣し、受講内容を班員にフィードバックすることにより、商標登録作業に必要な知識の底上げに努めた。



図－1 マイ・タイムライン検討ツール『逃げキッド』



図－2 学習会の様子

4. 2 商標登録作業の目的意識を深める

学習会の成果や講習受講者からの報告を受け、商標登録の目的・個人的な目標や抱える疑問点についてブレインストーミング（付せんワーキング）を行った。回答を得るのではなく、商標登録作業について、班員それぞれが目的意識を深められることをねらいとした。

（付せんワーキングの方法）

- (1) A 3 用紙・付せん紙を用意する。
- (2) 各々考える「目的」・「目標」・「疑問点」を付せん紙に記入する。
- (3) 各自の考えを発表しながら、記入した付せん紙を A 3 用紙に貼り付ける。
- (4) 相互に関連性のある内容をグループ化する。

（注：他人の意見を批判しないこと。）

4. 3 商標登録作業の役割分担設定

付せんワーキングの結果、商標登録のためには、指定する商品又は役務の区分の仕方や出願書類の作成方法等の様々な課題があることが分かった。そのため、通常業務が優先されるものであることやチームで取り組むことを念頭に、班員それぞれの負担が分散されるよう、課題の抽出と役割分担の設定を行った。

- (1) 商標検討チームの全体統括・打合せのファシリテーター
- (2) 『類似商品・役務審査基準』を確認しながら、商品又は役務の区分を指定する。
- (3) 類似商標が存在しないか、調査を行う。
- (4) 出願手続について整理し、出願書を作成する。
- (5) 出願料や登録料を調査し、必要に応じて予算確保を行う。
- (6) 商標権登録後の財産管理の手法・手続についてとりまとめる。

複雑な作業を細分化することにより、作業方針が明確になったことで、打合せ中の職員にも余裕の表情が見られるようになった。

4. 4 商標登録作業の工夫（知財総合支援窓口の活用）

知財総合支援窓口は、知的財産に関する課題をワンストップで受け付ける無料相談窓口である。特許庁に対する出願書類の体裁や内容について助言を頂けるので、商標登録未経験者でも安心して出願を行うことができる。

特許 印紙
(0 円)
【書類名】 商標登録願
【整理番号】 KKS K-004
【提出日】 平成30年 月 日
【あて先】 特許庁長官 殿
【商標登録を受けようとする商標】
逃げキッド
【標準文字】
【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】
【第9類】
風水害に際する各自の防災行動計画を作成するためのインターネットを利用して受信し及び保存することができる画像ファイル、
風水害に際する各自の防災行動計画を作成するための録画済みビデオディスク
【第16類】
風水害に際する各自の防災行動計画策定のための印刷物

図-3 出願書の例

4. 5 商標出願

関東地方整備局内の職務発明審査会の審議を経たのち、商標登録出願に関する一切の手続を下館河川事務所長が受任した。その後、商標登録の具体的な手続を行うことになるが、商標登録においては先願主義を採用されているところ、事務所の所在地である茨城県筑西市が東日本大震災の被災地域であったことから、震災復興支援のための商標早期審査制度を利用して出願することができた。(なお、これも知財総合支援窓口を活用して得られた情報である。)

5 今後の課題について

5. 1 国の登録商標を市町村が使用する場合

「マイ・タイムライン」や「逃げキッド」等の避難の実効性を高める取組は、直接的には協議会の構成市町村が行うものであり、今後、国が登録を受けた商標を市町村が使用する可能性がある。商標には、出所を表示する機能があるので、利用者が混乱しないよう工夫する必要がある。

具体的には、使用承諾や契約等の方式をとって、登録商標を使用させる仕組みを構築することや、国の登録商標である旨を明記させることが考えられる。この点について、人材育成の題材の一つとして扱い、関東地方整備局関係部署との調整も含め、登録後の商標権管理を適切に行えるよう検討を進める。

5. 2 商標登録作業の簡略化

人材育成の取組の一貫として商標登録作業を行ったが、チームでの取り組み方針を固めるのに時間を要し、検討開始から出願に至るまでは1年の期間を要した。しかし、商標制度が先願主義を採用していることから、職務発明に至った場合には、なるべく早くに出願できるよう工夫していく必要がある。

具体的には、商標登録作業のフローチャートを作成することや、簡易なマニュアルを作成することが考えられるが、この点についても人材育成の観点からチームで議論し、より分かりやすいものにしていく。

6 おわりに

今回の商標登録作業を通じ、商標制度をはじめとした知的財産権について知見を広めたのみならず、上司・部下の立場や所属の垣根を越えて、取組内容の構築や関係機関との調整を行うことができたことは、事務系職員としてのスキル向上につながったと思う。また、論文作成時点では出願書類の審査中の段階であったが、登録を受けた場合、職員のモチベーションも更に深まるのではないかと思う。

本件取組内容が、商標登録作業の参考となるばかりではなく、職員人材育成の参考となれば幸いである。